

23 総用送第 310 号
令和 5 年 12 月 5 日

江戸川区労働報酬等審議会
会長 横山 和子 殿

江戸川区長 齊 藤



諮 問 書

江戸川区公契約条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記の案件について諮問します。

記

諮問案件	令和 6 年度労働報酬下限額の設定について
別紙のとおり、令和 6 年度労働報酬下限額を定めることについて意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

(労働報酬下限額)

第二十一条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- 二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額

2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、第一項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを公告するものとする。

令和6年度 労働報酬下限額の設定について

1 工事請負契約

(1) 江戸川区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：江戸川区公契約条例第21条

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下、「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

- ① 農林水産省及び国土交通省が令和5年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の47職種については、令和6年度の江戸川区労働報酬下限額を、それぞれの単価額から 100分の90を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。
- ② 農林水産省及び国土交通省が令和5年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない4職種については、令和6年度の江戸川区労働報酬下限額を、過去に東京都が示した参考値に対し、他の47職種の上昇率を平均して算出した割合を乗じて得た額から100分の90を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

イ 未熟練工（見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下、「未熟練工等」という。）

- ① 未熟練工等における令和6年度の江戸川区労働報酬下限額は、農林水産省及び国土交通省が令和5年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価額から 100分の70を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

(2) 工事請負契約における令和6年度労働報酬下限額案

※以下下限額は、令和5年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価に基づき算出。

ア・イとも、公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

ア 労働者等・一人親方

1日あたり 単位：円

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	24,030	27	普通船員	23,850
02	普通作業員	21,510	28	潜水士	40,770
03	軽作業員	15,120	29	潜水連絡員	29,610
04	造園工	21,420	30	潜水送気員	28,800
05	法面工	27,270	31	山林砂防工	26,100
06	とび工	26,910	32	軌道工	46,890
07	石工	26,640	33	型わく工	24,750
08	ブロック工	24,840	34	大工	24,840
09	電工	25,920	35	左官	26,550
10	鉄筋工	26,100	36	配管工	23,130
11	鉄骨工	23,850	37	はつり工	24,570
12	塗装工	28,170	38	防水工	29,520
13	溶接工	29,160	39	板金工	27,630
14	運転手(特殊)	24,930	40	タイル工※	22,898
15	運転手(一般)	20,160	41	サッシ工	26,100
16	潜かん工	28,890	42	屋根ふき工※	16,612
17	潜かん世話役	35,910	43	内装工	26,820
18	さく岩工	30,600	44	ガラス工	25,830
19	トンネル特殊工	27,900	45	建具工※	24,349
20	トンネル作業員	24,210	46	ダクト工	23,310
21	トンネル世話役	32,850	47	保温工	22,590
22	橋りょう特殊工	28,350	48	建築ブロック工※	23,623
23	橋りょう塗装工	28,170	49	設備機械工	22,860
24	橋りょう世話役	33,210	50	交通誘導警備員A	16,110
25	土木一般世話役	26,010	51	交通誘導警備員B	13,950
26	高級船員	30,060	※は「ア労働者等・一人親方の②」により算出		

イ 未熟練工等

労働報酬下限額	1日あたり11,760円
---------	--------------

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 江戸川区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：江戸川区公契約条例第 21 条

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額

① 業務委託契約及び指定管理協定

※「穂高荘」、「塩沢江戸川荘」に関する協定（以下、「郊外施設の協定」という。）を除く

[考え方]

同一労働・同一賃金の考え方に基づき、高卒程度（1 級 5 号）を参照し、祝日等を考慮した年間勤務時間を基に算出する。

② 郊外施設の協定

各施設の所在する県における最低賃金法で定められている令和 6 年度の地域別最低賃金額とする。ただし、今後、各施設の所在する県における最低賃金法に定められている最低賃金額が改定になった場合は、その額とする。

(2) 業務委託契約・指定管理協定における令和 6 年度労働報酬下限額案

労働報酬下限額	1 時間あたり 1, 220 円
---------	------------------

※ ただし、江戸川区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

令和5年12月7日

江戸川区長 斉藤 猛 殿

江戸川区労働報酬等審議会

会長 横山 和子



答 申 書

令和5年12月5日付け、23総用送第310号で諮問のあった、令和6年度労働報酬下限額の設定について、江戸川区公契約条例第39条第2項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	令和6年度労働報酬下限額の設定
審議結果・ 答申内容	<p>令和6年度労働報酬下限額の設定は、適切であると認めます。</p> <p>【附帯意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・業務委託契約・指定管理協定の労働報酬下限額について、賃金水準が上昇傾向であることなどを踏まえ、他自治体の事例等も参考にするなど、引き続き検討をお願いしたい。